

大切なお知らせ



ひとり親世帯（今回の給付金を受取済み）でない方へ 子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

子育て世帯の支援のため、新たな給付金の支給を実施します！
支給にあたっては申請が不要な場合と必要な場合があります。

1. 支給対象者（※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）

申請不要

①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、**令和4年度住民税（均等割）が非課税の方**（※令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。）

【注意1】令和4年度町民税未申告の方は**申告が必要です**。該当すると思われる方は税務課にて申告を行ってください。

申請必要

②**高校生のみ養育**している方で、令和4年度**住民税（均等割）が非課税の方**
③令和4年1月1日以降の**収入が急変し、住民税非課税相当**の収入となった方

【注意2】令和4年4月1日以降に朝日町に転入された方は、朝日町では支給対象となりません。転入前の市区町村にお問い合わせください。

2. 支給額 児童1人当たり一律5万円

3. 給付金の支給手続き

【申請不要の方】

①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、**住民税非課税の方**

▶**交付決定**：7～8月頃（予定）
対象の方にはご案内いたします。
給付金支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を返送してください。

▶**支給時期**：8月以降（予定）
令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。
（口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座変更の手続きをしてください。）

【申請必要の方】

▶**申請期間**：7月1日～令和5年3月15日
▶**申請場所**：子育て健康課
▶**交付決定**：申請の結果は郵送でお知らせします。
▶**支給時期**：交付決定後1カ月後程度

②**高校生のみ養育**している方で**住民税非課税の方**

▶**申請に必要な物**
①申請書（窓口でご記入いただけます）
②申請者本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）

③振り込み先として希望する金融機関の通帳やキャッシュカードの写し
※申請にあたり世帯の課税状況を確認させていただきます。

③令和4年1月1日以降の**収入が急変し、住民税非課税相当**の収入となった方

* 家計急変の目安

世帯の人数	非課税所得限度額
2人（例）夫婦子1人	82.8万円
3人（例）夫婦子1人	110.8万円
4人（例）夫婦子2人	138.8万円
5人（例）夫婦子3人	166.8万円
6人（例）夫婦子4人	194.8万円

令和4年1月1日以降の世帯所得のうち任意の1か月×12の額が上表程度である場合、対象となる可能性があります。

▶ 申請に必要な物

- ①申請書（窓口でご記入いただけます）
- ②申請者本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）
- ③振込先として希望する金融機関の通帳やキャッシュカードの写し
- ④簡易な収入（所得）見込額の申立書（窓口でご記入いただけます）
- ⑤申請者及び配偶者の下記の書類（1か月分）
 - ・（給与収入がある場合）給与明細書等の収入額が分かる書類
 - ・（事業収入又は不動産収入がある場合）帳簿等の収入額が分かる書類
 - ・（公的年金収入（非課税除く）がある場合）年金決定通知書等の支給額がわかる書類

詳しい申請方法は、子育て健康課（TEL：377-5652 受付時間：平日8時30分～17時15分）までお問い合わせください。

子育て世帯生活支援特別給付金 で検索

水道料金の基本料金を3期分（6ヶ月分）減免します

本町では、新型コロナウイルス感染症が経済的に甚大な影響をもたらしている状況を踏まえ、町民及び事業者の経済的な負担を軽減するため、水道料金を下記のとおり減免します。

支援内容

- すべてのお客さまの水道料金の**基本料金を3期分（6ヶ月）無料**にします。
- 減免期間は令和4年度**3期（8-9月分）～5期（12-1月分）**とします。

水道料金基本料金の減免（税込）				
基本料金	□ 経	基本料金（2ヶ月）	基本料金（6ヶ月）	基本料金（減免後）
	13ミリ	1,892円	5,676円	0円
	20ミリ	2,090円	6,270円	0円
	25ミリ	4,026円	12,078円	0円
	40ミリ	11,704円	35,112円	0円
	50ミリ	24,002円	72,006円	0円
	75ミリ	51,612円	154,836円	0円
	100ミリ	90,332円	270,996円	0円

水道料金は、水道メーター口径別の基本料金と使用水量に応じた従量料金を合計して算出します。

ご使用の水道メーター口径は『上下水道使用量のお知らせ』に記載されています。

注意事項

- ・今回の水道料金の減免に伴うお客さまの申請手続きは必要ありません。
- ・手続きのために銀行やコンビニのATMへ誘導することはありません。
- ・役場から電話や訪問することは、原則ありませんので、不審に思ったらその場で口座番号や電話番号等を答えず、家族に相談したり、役場や警察までお問い合わせください。

問い合わせ先

上下水道課
TEL 377-3334